

室 報



台湾国家人権博物館

◀目 次▶

人権博物館から見る戦後台湾の人権問題…	2	部落差別解消への展望	
生物考古学における〈ケアの指標〉と		～人権意識調査結果をふまえて～	9
障害者像……………	4	公開講座・研究学習会・特別講演会・	
人類館に「陳列」された女性 ……	6	編集後記……………	12

人権博物館から見る戦後台湾の人権問題

村島 健司

○人権先進国としての台湾

台湾は先住民をはじめとして、異なる背景を有する漢族、そして近年では東南アジアを中心とした新たな移住者も増加するなど、多様な人びとがともに暮らす社会である。アジアではいち早く同性婚を成立させ、ジェンダーギャップ指数や市民活動の自由度といった民主主義や人権に関する多くの国際的な指標でも高い数値を誇る。現在の台湾は、アジアでは群を抜く人権先進国と言っても差し支えないだろう。

しかし、過去を振り返ってみると、こうした人権を獲得したのは、この20-30年間のことであることがわかる。そこには、今日のような権利を勝ち取るために、多数の人びとが犠牲となり、また闘ってきた歴史が存在するのである。

このような台湾の人権について、『室報』でもこれまでいくつかとりあげられてきた。たとえば、その後38年間の長きにわたる戒厳令が敷かれ、権威主義体制下の中華民国政府による「白色テロ」と呼ばれる民衆への弾圧や虐殺の引き金となった「二・二八事件」（1947年）に関する論考（『室報』第55号）、さらには、台湾人元「慰安婦」女性のミュージアムである「阿媽の家—平和と女性人権館」についての論考（『室報』第59号）を挙げることができる。

それらに続く本コラムでは、2018年に開館した国家人権博物館（National Human Rights Museum）を紹介し、戦後台湾の人権問題に対する取り組みについて考えたい。

○国家人権博物館（白色テロ景美紀念園區）

国家人権博物館（白色テロ景美紀念園區）は、台北郊外の新北市新店区景美という地にある。台北の中心からは車で約30分、公共交通機関であれば地下鉄とバスを乗り継いでようやく到着することができるため、一般の外国人観光客ではなかなか足を運びにくい施設である。ここにはかつて軍法学校があり、1967年からは軍の情報機関の看守所（景美軍法処看守所）と軍事法廷が置かれていた。白色テロの時代には多くの罪のない人びとが政治犯として拘留され、秘密裏に起訴や軍法裁判が行われた場であった。同

じく政治犯とされた人びとの監獄が設置されていた、台湾南東岸に位置する緑島という小島にある「白色テロ緑島紀念園區」と併せて、国家人権博物館として2018年に開館した。

博物館（白色テロ景美紀念園區）では、監房をはじめとするほとんどの施設が当時のまま保存されており、無料で一般公開されている。施設は大きくふたつのエリアに分けられ、ひとつは仁愛楼と名付けられた建物である。ここは、かつて政治犯とされた人びとが収監されていた区域であり、建物の上部には現在も金網や有刺鉄線が張りめぐらされている。仁愛楼の門に入ると、右側には裁縫工場や洗濯工場があり、比較的軽い罪で収監された人びとが、労働に従事させられていた空間が広がる。

一方、左側には接見室や面会室などが続き、さらに奥に進むと、小さくまた厳重な鉄の扉の先に、かつての監房が当時の姿のまま残されている。監房は独房、小監房、大監房があり、大監房ではわずか6坪ほどの空間に30名を超える人が同時に収容されるなど、きわめて劣悪な環境であったことをうかがい知ることができる。また、2階には女性監房があり、呂秀連（後の台湾副総統）や陳菊（後の高雄市長）など、1970-80年代以降の民主化運動や婦人運動を牽引した女性リーダーたちも収監されていた。



写真1：仁愛樓の外観

もうひとつのエリアは軍事法廷、兵舎群、人権記念碑などであり、これらは仁愛楼の外側に位置している。兵舎群は内装のみ新しくされ、内部では台湾の人権に関する常設展と特別展が展示されている。「白色テロの歴史的現場」と題



写真2: 監房



写真3: 女性監房

する常設展は、兵舎ごとに「政治犯と景美園区」、「権威主義体制について」、「台湾の移行期正義」のテーマに分かれる。それぞれ、政治犯として収監された人びとの裁判や仁愛楼における生活の様子、権威主義体制の成立過程から白色テロによる市民弾圧の歴史とそれに立ち向かい民主化を成し遂げた道程、権威主義体制期における人権侵害の真相究明や被害者の名誉回復を目指した「移行期正義促進条例」（2017年公布）の取り組みについて、学ぶことができる。人権記念碑は、まさに移行期正義の実践のひとつであり、政治犯として収監された一人ひとりの名前が記念碑に刻まれている。これを通じて、犠牲者を追悼し、またその名誉を回復するとともに、国家によるかつての過ちを忘却することなく社会全体でそれを引き受けていくことが意図されている。



写真4: 軍事法廷の外観



写真5: 兵舎内部の常設展示



写真6: 人権記念碑

○過去に向き合い、未来を考える博物館

筆者が国家人権博物館を訪れた2023年8月および11月には、どちらもたくさんの見学者の姿を目にした。特に8月の訪問時は、台風による大雨にもかかわらず、中高生や子供連れの家族も多く、台湾社会としての人権やその歴史に対する関心の高さを実感することができた。

博物館では、1-2時間ごとに、解説スタッフが施設内を案内するツアーが実施されており、誰でも予約なしで参加することができる。もちろん、録音済みの音声ガイダンス（日本語もあり）も用意されており、それを片手に自分のペースで見学することも可能だ。また、被害者の口述記録や日記などの資料も公開されており、人権学習センターや研究教室では映像資料を視聴することもできる。今後は人権教育の活動拠点としての役割が期待されている。

過去としっかり向き合って、そして未来を考える。国家人権博物館は、人権先進国としての台湾を象徴する施設のひとつと言えるだろう。

（委嘱研究員）



写真7: スタッフによる解説を聞く見学者たち

生物考古学における〈ケアの指標〉と障害者像

姜 博久

23年9月末、2020年突然に亡くなった人類学者であり社会活動家でもあったデビッド・グレーバーが世を去る前に10年の月日をかけて年下のデビッド・ウェングロウという考古学者と書いた『万物の黎明～人類史を根本からくつがえす』（2023年 光文社、以下『万物の黎明』とする）が出版された。グレーバーの著書としては、既刊の『負債論 貨幣と暴力の5000年』（2016年 以文社）、『価値論 人類学からの総合的視座の構築』（2020年 以文社）につづく700頁余の大冊である。私が興味を持ったのは、その最初の章で低身長症の障害のあったことが明らかなロミート2という後期旧石器時代の人骨に触れていたことだった。同書の参考文献をネットで辿って出くわしたのが生物考古学においてオーストラリアのローナ・ティリー（Lorna Tilley）とトニー・キャメロン（Tony Cameron）という研究者がオープンアクセスのアプリケーションとして提案している〈ケアの指標：Index of care〉なる学術ツールだったのである。

『万物の黎明』の著者である2人のデビッドは、これまで常識的なまでに流布されてきた人類史を自分たちの人類学や考古学の知見をもって大胆に読み替えようと試みる。同書の最初で批判の対象にされているのはホブスとルソーの人類の理念的な原初形態である。ホブスの万物の闘争からリバイアサンに権力を委ねるという図式。ルソーの理想的な協調による社会論。著者らは、闘争か協調かの初期社会論を批判する中で2つの考古学的発見を引き合いに出す。一つは、1991年に話題となったオーストリアとイタリア国境の山岳地帯で発見された兵器によって死亡させられたとされる紀元前3,350～3,330年頃の人物「チロルのアイスマン エッツィ」であり、いま一つは、11,000年前に埋葬されたとされる骨形成不全による低身長の人骨「ロミート2（Romito 2）」（イタリアのカラブリア州で発掘）である。いわば、人類史の初期を争いで描くのか、障害者をケアするほどの社会であったのかという対比で2つの人骨遺物が引き合い

に出されてきたのだ。もちろん著者たちは、それら2つから早急に初期の人類史を語ってはいないし、私もその点について議論するつもりはない。ただ、引き合いに出されたうちのロミート2の埋葬をめぐる、古病理学という研究分野があり、その中で、こうした病いや障害をもったとされる人たちの人骨の発見をうけて「ケア考古学」という研究が2010年以降に提唱されていることに惹きつけられたのだ。

ローナ・ティリーとトニー・キャメロンが第10回人類学および考古学博物館年次総会（GAAF 2018、ボルドー）で配布した「ケア指標」のペーパー（www.indexofcare.orgより取得）、ローナ・ティリーの論文（‘Accommodating difference in the prehistoric past: revisiting the case of Romito 2 from a bioarchaeology of care perspective.’ *International Journal of Paleopathology* 8 : 64-74.）によりつつ、ロミート2について簡単に概略を説明しておく。

「ケア考古学」で用いられている〈ケアの指標〉は4つのステップからなり、

1. 生物遺物（主に人骨）の分析データ収集（ロミート2の以下に述べる概略①～⑨）
2. 生物としての活動所見（同⑩～⑬）
3. ケアの社会的な様相（同⑭）
4. コミュニティーとそこでの異物の様相（同⑮～⑯）

が主な内容となる。

* 丸数字と項目名は、筆者が便宜上つけたものであり、〈ケアの指標〉の細分ではない。ちなみに指標の中の障害や活動状況の把握には、WHOの国際生活分類（ICF）が意識されているようだ。

ケアの指標（ステップ1）

埋葬年代：～11,500年前／②生物学的性別：男性。／③推定年齢：17～20歳。／推定身長：110cm。／⑤残存骨格量：75%。／骨格所見：手足の不釣り合い、前腕、手首、手、足、頭蓋の変異、脊椎の病理。／病理所見：非常に稀な骨先端部異形成による低身長症。／⑧ライフスタ

イル：小グループの狩猟採集民、山岳地帯に住住。／⑨その他：頻繁な栄養ストレス。

ケアの指標(ステップ2)

⑩確実臨床所見：低身長。前腕伸展の制限(130°)、回内、回外の制限、手足の骨変形。

⑪可能臨床所見：乳幼児期の発達遅滞、移動性・持久性の乏しさ、握力操作性スキルの減退、神経性疼痛、内分泌、呼吸器、心臓血管合併症。

⑫活動推定：本質的な日常生活の活動においてはすべて自立していただろうが、日常生活に役立つ活動には制限を受けていた。握力操作性スキルの減退は、優先される経済活動である狩猟や骨器、石器、木器による仕事への参加、困難な地形で動きを維持するには問題があっただろう。

⑬ケアの必要性：あった。

ケアの指標(ステップ3)

⑭ケアの形態：直接的ケアは必要としなかったようだが、配慮については、発達遅滞を補うための幼年期の広範な看護、これに続く本人の身体的機能の違いを受容し、適応させること、男性成員に求められる通常の期待を改めることがあっただろう。栄養や埋葬からの証左によれば完全なソーシャルインクルージョンを示しており、主体的な参加のために、何らかの可能な方策が講じられていただろう。

ケアの指標(ステップ4)

⑮コミュニティを解釈する：小規模な生存グループにおいて、「平等に」貢献できない人を維持することは、内部の結束力が強く、仕事の割り当てやわずかな資源をやりくりする(コミュニティの)意欲と能力を示唆している。以前に知られていた低身長症とは同じように考えにくい。ため、「違いの受け入れ」は社会的および認知的に柔軟な「個別社会」(グループのメンバー全員が分割不可能な全体の一部であり、個人の違いは二の次であることを)を示している。

⑯人骨である個人を解釈する：過酷な生活の中で絶えず身体的課題を抱えて生きることは、回復力(レジリエンス)を示している。

ロミート2は、発見された直後から、その埋葬の評価についていろいろの見解が出されてきた。発見直後の評価は、こうした障害者を一定年齢まで生き長らえさせたケア倫理に厚い社会を示すものとされたが、それに対して、一方的に保護されていたとするのはいかなるものか、彼ら自身もそれなりの役割を負った存在ではな

かったのかという見解も出されたりした。が、2010年台にローナ・ティリーらが、遺跡人骨から科学的に明らかにされた疾病状況だけではなく、それが発見された遺跡全体から把握される当時の社会状況や集団のありよう等多様な要因を加味した評価方法を〈ケアの指標〉としてもちいた研究を進めた結果、ロミート2は多分にケアに配慮されていたのではないかとされるに至っているようである。

さらに詳細な内容は、先に掲げた文献によって

いただきたいが、私は関西大学の史学地理学科卒業後しばらくして古代史研究室で発刊されていた『古代史の研究』第11号(2004年)に「侏儒に関する一考察—障害者の存在形態をめぐる憶説—」と題する論文を発表したことがある。今回、ロミート2の事例を追いかけてしまったのは、かつて日本古代の侏儒という存在を取り上げ、レアケースではあっても、古代には宮廷人と弓矢の射技を競い、あるいは要人警護の役割を担っていたらしい低身長症の人たちの活躍を憶測していたノスタルジーも混じっている(同論文執筆後は、侏儒の一人が古代政争の一駒であった物部守屋誅殺を実行したのではないかとする説が平安の宮廷には伝わっていたとの憶説さえ抱いている)。いずれにしても、生物考古学による人骨の科学的な人体組織の研究成果から読み取れる病や障害のある人々の身体の世界と、その人たちが生き暮らしていた社会のありようの究明との節点は、私たちの想像をかきたてて尽きるところがない。ロミート2という生物遺体の考察が人類社会の見方にまで関わることを示した『万物の黎明』は、考古学のかたわらで論議されだした〈ケア〉の問題と社会をめぐる研究の関連性と面白さを考えさせてくれるものであることは確かだろう。

(委嘱研究員)



ロミート2：第10回人類学および考古学博物館年次総会(GAAF 2018、ボルドー)で発表された〈ケア指標〉ポスターより

人類館に「陳列」された女性

仲間 恵子

はじめに

2025年、大阪では二度目となる国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）が開催される予定だ。会場はゴミで埋め立てた大阪湾の人工島・夢洲。2025年4月13日～10月13日に開催予定の大阪・関西万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン（Designing Future Society for Our Lives）」。

新型コロナウイルスによる死者が都道府県別で最多となった大阪で「いのち」がテーマとなる万博が開催されるのだが、内容はさっぱり伝わってこない。開催まで1年半に迫った2023年10月、会場建設費が当初の1.9倍にあたる2350億円に上振れ、進まない海外パビリオンの建設、限られた交通経路による渋滞の懸念、軟弱な土壌と災害対策など不安材料が続々と報道されている。

1970年に開催された大阪万博（EXPO'70）は、日本の高度経済成長期と重なり、入場者数は6,421万8,770人（うち海外から約170万人）。テーマは「人類の進歩と調和」、それを象徴する岡本太郎作の「太陽の塔」が万博記念公園に残った。「いのち輝く未来社会」では、何を展示するのだろうか。

人類館事件と琉球の女性

日清戦争（1894～95年）に勝利し、日露戦争（1904～05）を前にした1903年、現在の天王寺公園一帯で第五回内国勧業博覧会が開催された。会期は3月1日から7月31日までの153日間、入場者数は内国勧業博覧会史上はじめて以来の530万5155人を記録した。内国勧業博覧会は、国内の産業振興を目的に開催されていたが、周辺も含め、入場者の消費等による経済効果が重要視されるようになった。

博覧会の正門前には、場外余興として、生身の人間を「陳列」した「人類館」がつくられた。「内地に近き異人種を聚め其風俗、器具、生活の模様等を実地に示さんと趣向にて北海道のアイヌ五名、台湾生蕃（先住民族）四名、琉球

二名、朝鮮二名、支那三名、印度三名、爪哇（ジャワ）一名、「（インドの）バルガリー 一名の都合二十一名の男女が各其国の住所に模したる一定の区画内に団欒しつゝ、日常の起居動作を見する」（『大阪朝日』1903年3月1日付）。帝国主義諸国の手法になった企画だが、当時の清国と朝鮮から抗議があって外交問題となり、小村寿太郎外務大臣から大阪府知事宛に「人類館ヨリ清韓両国人ヲ除去」する通達も出され、事前撤回・撤去に至った。これが影響したのか、開館直前に「人類館」に「學術」の文言が加えられている。そして「學術」の名のもとに、清国と朝鮮を除く人々が「陳列」され、帝国の意に沿う形で「日常生活」を演じさせられた。

沖縄人の「人類館」に対する抗議は、1903年4月7日付『琉球新報』の「同胞に対する侮辱」と題した投書を発端に紙面で大々的に繰り広げられた。その抗議は「鞭を以て差し、此奴は云々との口上振り、誰が耳に聞いても軽蔑の口調にて、御地の埋地にある虎や猿の観見世と異なる所これなく候」と、見世物として沖縄人を「陳列」したことに対する怒りとともに、いくつかの差別のまなざしを伴っていた。

廃藩置県から24年、日本人から「他者」として認識された沖縄人は、日本に同化するための風俗改良運動の成果を「万事日を追うて他府県と一致遷都する今日」とし、「本県の如きも藩を廃し県を置かれて以来一視同仁の皇沢に浴し」と、日本人との同質性を強調した。これは「特に台湾の生蕃、北海のアイヌ民族等と共に本県人を撰びたるは、是我に対するの侮辱豈これより大なるものあらんや」（『琉球新報』1903年4月11日付）という台湾の先住民族、アイヌ民族に対する差別意識と表裏一体にある。

また、抗議のなかで「陳列」された二人の女性への侮辱が繰り返された。娼妓である女性を「墮落したもの」と捉える「賤業婦」観は、職業と階層への差別のまなざしが表れている。

沖縄人のみならず、清国人、朝鮮人の「陳列」についても女性が予定されていた。なぜ、女性だったのか。「陳列」する側は、女性であることにもその意味を見出していたのではないか。「エキゾチックな異国（植民地）」の、そして性的な存在であることが「陳列」する側に必要な条件ではなかったか。人類館における「陳列」とは、帝国による「征服」を示すものであった。

「陳列」された二人の女性は「上原ウシ」（25歳）と「仲村カメ」（20歳）という。二人は「見世物の陳列に雇われた」事情を「泣きながら」記者に語っている。記事には「鹿児島汽船会社の大阪山中廻漕の主人某の依頼に依り、在沖縄吉田店の番頭某といへる者の斡旋に雇入れられたる次第にして、其当時の約束には、博覧会に沖縄の物産を陳列するに就ては特に沖縄婦人を店頭に置いて顧客の目を引くの必要あり」（『琉球新報』1903年4月27日付）とあり、「陳列」されるとは知らずに大阪へ来たことになる。

「人類館」から「我が同胞」を救うための記事は、「陳列」された女性に対する中傷とともに展開されていく。「被陳列者其者は賤業婦」（『琉球新報』1903年4月7日付）、「二人の県女性は正しく辻遊郭の娼妓にして、（略）斯の婦人を指して琉球の貴婦人と言うに至りては如何に善意を以て解釈するも學術の美名を借りて以て利を貪らんとするの所為と言う外なきなり」「人類館の如きは劣等の婦人を以て貴婦人を代表せしめ」「一口に琉球貴婦人と言えば人類館に居る日に焼けて賤しげなる女」（『琉球新報』1903年4月11日付）。抗議を展開した人物は、二人を「劣等な女性」と蔑みながら、「沖縄人への侮辱」を訴えた。

『琉球新報』に連載された人類館への抗議は、5月には人類館の館主にも伝わり、館主は二人に去就について尋ねている。カメは「農家の娘にて両親兄弟等あるより自然故郷懐しくなりて帰心を催したる」とあり、ウシは「沖縄にて酌婦を為したる際より契りし情夫が現に沖縄売店に來り居るにて去就は情夫と共にする決心を語り」とある（『大阪朝日新聞』1903年5月8日付）。

4月30日、二人の「陳列」は中止され、5月20日に帰郷した。帰路につく二人のコメントは記事にない。二人の女性は「同胞」として救われることはなかった。「陳列」する側と、抗議する

側はどちらも男性で、「陳列」された女性は人種差別と女性差別、職業差別に晒されただけだった。

「土人発言」は人種差別

沖縄に対する偏見や蔑視、差別が表面化したのは1903年に大阪で起きた人類館事件であった。これを呼び覚ましたのが大阪府警機動隊の「土人発言」だった。2016年10月18日、沖縄県東村高江地区で新型輸送機オスプレイのヘリコプター離着陸帯（ヘリパッド）建設を巡り、建設に抗議する目取真俊氏（芥川賞作家）ら市民に対して、大阪府警の機動隊員が「触るなクソ。どこつかんどんじゃボケ。土人が」と暴言を吐いた。

目取真氏はブログで現場の写真も交えて次のように報告している。「六都道府県から派遣された機動隊の中で、一番評判が悪いのが大阪府警だ。ヤクザまがいの言動をし、座り込む市民をごぼう抜きにしながら、暴力をふるって憂さ晴らしをしている隊員が少なからずいる」「N1表ゲートには七月以来、大阪府警が中心となり弾圧を加えるのだが、言葉も含めて市民に対する暴力がひどい。写真の若い機動隊員は異様な目つきで暴言と暴力をくり返し、そばの先輩らしい機動隊員が肩を叩いて抑えるほどで、『黙れ、こら、シナ人』という言葉まで発していた」（ブログ「海鳴りの島」2016年10月18日）

この「土人発言」をした機動隊員を擁護したのは松井一郎大阪府知事（当時）だ。10月19日に自身のツイッター（現X）で「ネットでの映像を見ましたが、表現が不適切だとしても、大阪府警の警官が一生懸命に従い職務を遂行していたのがわかりました。出張ご苦労様。」と投稿。鶴保庸介沖縄・北方担当相（当時）は、11月8日の参院内閣委員会で、『「土人である」と言うことが差別であるとは断定できない」と述べた。政府はこの発言の訂正や謝罪は不要とする答弁書を閣議決定した。政府や要職にある人は、差別と受け止められる言葉を非難すべき立場にある（人種差別撤廃条約）ののだが、「政府や要職にある人」が差別を容認するというブラックな国が日本だ。

師岡康子弁護士は、「土人」「シナ人」の二つの発言について、公的機関が「人種差別を助長

しまたは扇動すること」を禁じた人種差別撤廃条約に違反すると指摘している。「弁明の余地はない。大阪府警は謝罪し、教育体制を洗い直す必要がある」とも述べている。「シナ人」の表現は「レイシスト（差別主義者）が基地に反対するのは中国に操られた売国奴、というのとまったく同じ発想。基地に反対する沖縄の人々と中国の人々に対する二重の差別だ」と非難した（『沖縄タイムス』2016年10月20日付）。

差別発言をした大阪府警の29歳の巡査部長と26歳の巡査長は、「戒告」の懲戒処分を受けた。大阪府警監察官室は「誠に遺憾。今後このようなことがないように指導を徹底する」と談話を発表した。

2016年10月22日に大阪府門真市の公衆トイレで差別的な落書きが発見された。そこには「Osaka Pref 公認 New Word『土人』」（大阪府公認 ニューワード 土人）と他の差別語が並べられ、全体を括弧でくくって「ボア」と書かれていた。当時の大阪府知事が差別を扇動した証だ。「土人発言」の背景には、明治の琉球処分から続く、本土側の沖縄に対する「植民地」意識がある。

人権侵犯と被害者救済

アイヌ民族や在日コリアンに関する差別的投稿をめぐり、2023年9月に札幌の法務局、10月に大阪の法務局から人権侵犯と認定された自民党の杉田水脈衆院議員。人権侵犯を認定された言動は、2016年2月14日から19日、スイスのジュネーブで開かれた国連女性差別撤廃委員会に関して、参加者たちを無断で撮影した映像とともに書き込んだ「チマチョゴリやアイヌの民族衣装のコスプレおばさんまで登場。完全に品格に問題があります」「同じ空気を吸っているだけでも気分が悪くなる」「日本国の恥さらし」などである。

2022年11月30日の参議院予算委員会において、当時、総務大臣政務官だった杉田水脈議員が、2016年の国連女性差別撤廃委員会の参加者に対するヘイトスピーチを、自身のブログに残しつつづけていることが明らかとなった。6年間ヘイトスピーチを削除せず、拡散しつつづけたことに対して、参加者のアイヌ民族、在日コリアンの女性が、それぞれ法務局に人権救済を申し

立て、法務局は調査の結果「人権侵犯の事実があった」と認定したのだ。

2016年に開催された女性差別撤廃委員会は、日本政府の女性差別撤廃政策をテーマとし、日本からもマイノリティ女性を中心に多くの人々が参加していた。民族衣装を纏った女性もいた。女性差別撤廃委員会による日本審査では、マイノリティ女性に対する複合差別が重要課題となり、審査後に日本政府に送られた総括所見でも、今後日本政府が取り組む課題を示す勧告が出された。

2014年、ニューヨークの国連本部で「先住民族世界会議」の分科会が開かれた際、沖縄選出の糸数慶子参院議員（当時）は紅型衣装に身を包み、名護市辺野古の新基地建設について「琉球民族の多くが反対する基地建設の強行は、意思決定に参加する先住民族の権利の明白な侵害だ」とスピーチした。

民族衣装は、民族の文化、歴史、アイデンティティを表す。日本人への同化を強制され、尊厳を踏みにじられてきた者が、尊厳を取り戻す闘いの場で纏う時、自らを奮い立たせ、守ってくれるものが民族衣装である。纏う人にとって意味のあるもので、それは誰にも奪われない。

杉田議員は「コスプレ」という言葉でマイノリティに嘲笑を浴びせたつもりでいるのだろう。その言動は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に反するものだ。「おばさん」は、ミソジニーを内面化した杉田議員が女性を揶揄してあえて使った言葉である。

「人権侵犯」を認定された杉田議員に対して、法務局は人権尊重の理解を深めるよう啓発を行ったという。ところが、杉田議員は、X（旧ツイッター）への11月1日付の投稿で、法務省の認定制度自体を批判した。国会議員によるレイシズムの扇動を放置してはならない。

マイノリティ女性には、ヘイトスピーチ、暴力の対象となりやすい。国連女子差別撤廃委員会は日本に対し、複合差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定すること、マイノリティ女性の権利強化のための暫定的特別措置の採用等を頻繁に勧告している。（委嘱研究員）

部落差別解消への展望

～人権意識調査結果をふまえて～

内田 龍史



はじめに

2023年6月9日に開催された部落問題研究班担当の研究学習会は、長らく自治体による人権意識調査に関わり、分析されてきた社会学者の神原文子先生をお招きし、「部落差別解消への展望～人権意識調査結果をふまえて～」と題して報告いただいた。

神原文子先生は、同年2月に『部落差別解消への展望——人権意識調査結果から人権啓発の課題がみえた』（解放出版社）を上梓され、これまでの調査研究から明らかになった知見を発表されている。部落差別のみならず多様な人権問題を取り扱う意識調査の設計・分析と、その知見にもとづく今後の人権啓発に向けた具体的な提案をされており、さまざまな人権課題を検討する人権問題研究室の研究員会で報告いただくのにふさわしい最新の研究成果である¹。

以下では、内田の文責で、報告・資料をもとにその内容を紹介する。

1 差別とは？ 人権とは？

差別・人権に関する意識の分析のためには、まずは用語の定義が必要である。

「差別とは、ある社会の中で優位な立場にいる人びとが、その人びとに都合のよいなんらかの社会的カテゴリーを用いて、自分たちに属さない人びとに対して、忌避、排除、蔑視、侮蔑などによる不当な扱いをすること」と定義できる。こうした不当な扱いは差別者に利益をもたらす。具体的には搾取、略奪などの物的、経済的利益。優越感などの支配欲。災いを避けたい、巻き添いは嫌などの不安や恐れ軽減。仮想の敵を想定して仲間の結束を謀るなどの身内の結束強化、これらがあげられる。また、「部落差別とは、日本社会において、「同和地区（地域）」および「同和地区（地域）出身」の人々に対して、そうではないと自認している人々が、忌避、排除、蔑視、侮蔑などによる不当な扱いをすること」と定義できる。

続いて人権とは、具体的には、暴力や虐待を受けない安心（生命、生活、人生の安心）、差別を受けず、自分は大切な存在だという自信（自分は自分という信頼）、私の人生は私が決めるという自由（選択の自由）、ともに人権を尊重しあう平等（安心、自信、自由の平等）など、だれにとっても生きるうえで不可欠のものであって、それらは（国家が）すべての人に保障するものである。また、「他人の人権を侵害してはならない」という規範は守られなければならないものの、義務をともなわないものであることに注意が必要である。

2 部落差別意識の高い人と低い人の違い

2020年に実施した大阪市「人権問題に関する市民意識調査」では、どんな人々が被差別部落の人に対する「排除（懸念）意識」や被差別部落に対する「忌避意識」が強いのか／弱いのかを明らかにするために、これらを被説明変数と

¹ なお、『ひょうご部落解放』（186号、近刊、ひょうご部落解放・人権研究所）において、筆者が本書の紹介をしているので、そちらも参照されたい。

し、それら「排除（懸念）意識」や「忌避意識」にどんな諸要因が影響するのかを説明変数として分析を行っている。

「排除（懸念）意識」は結婚相手を考える際に気になることのうちの「同和地区出身者かどうか」を用いており、16.8%が選択している。「忌避意識」は住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識であり、「同和地区の地域内である」は「避けると思う」が22.2%、「どちらかといえば避けると思う」が25.5%、「小学校区が同和地区と同じ区域になる」は「避けると思う」が15.2%、「どちらかといえば避けると思う」が23.1%となっている。

説明変数として用いるのは、「部落差別は差別されている人が努力すべき」といった被差別者責任意識、「近い将来、部落差別をなくすことは難しい」といった部落差別将来予測、部落差別を促されたり、肯定したりする観念を教えられ、その内容を主体的に選択して身につける過程である「部落差別の社会化」、「部落差別学習経験」、「差別されるかもしれないというおそれ意識」、「被差別部落や出身者に対するマイナスのイメージ」などである。

分析の結果、部落差別を肯定する考えを身近な人から知った場合、メディア等から知った場合よりも「排除（懸念）意識」、「忌避意識」が強く、逆に部落差別を肯定する考えを聞いたことがなかったり、同和問題を知らない場合はそれらの意識は弱い。また、公的機関による同和問題学習経験が必ずしも、理解を深めることになったとは言えないことなどを明らかにした。

さらに、因子分析によって差別に関する人権意識尺度を作成した。具体的には、差別をなくすために行政の努力を期待し、法律で禁止することも必要であるとの意識を測る〈差別解消・行政期待意識〉尺度、部落差別や差別されている人びとを理解し、自らが差別をなくしていこうという意識を測る〈差別解消・理解意識〉尺度、差別行為を行ったり、差別意識を持ったりすることは許されないと意識を測る〈差別非許容意識〉尺度、差別は差別される側の人びとの問題であるとの考え方を否定する意識を測る〈被差別責任否定意識〉尺度の4つを析出した。経年変化を見ると、〈被差別責任否定意識〉は、2010年から2020年にかけて、〈寝た子を起こ

すな否定意識〉は、2015年より2020年において、改善がみられることを明らかにした。

また、パス解析により、差別されるおそれ意識、結婚差別将来予測、差別解消・理解意識、被差別者責任否定意識、部落差別学習経験などが、「排除（懸念）意識」、「忌避意識」に影響を与えていることを明らかにした。差別されるおそれを感じているほど、結婚差別をなくすことは難しいと感じているほど、差別解消・理解意識が低いほど、被差別責任を感じているほど、部落差別を肯定する意識を助長する言葉や行為を経験しているほど、「排除（懸念）意識」や「忌避意識」は強いということである。

3 部落差別意識の社会化と同和問題学習の効果

2012年に実施した泉南市における市民人権意識調査から、同和問題学習の効果について検討を行った。知見として、部落差別学習を経験して、反発した人は、賛同や容認した人よりも「反排除意識」、「反忌避意識」が高いこと、同和問題学習は差別の社会化の影響を払拭するほどの十分な効果があったとは言えないことを明らかにした。

また、パス解析により、①「個の権利尊重意識」が「被差別者責任否定意識」、そして「同和地区負イメージ否定」、さらには「反排除意識」と「反忌避意識」に、②「部落差別学習の経験ない」ことが「反排除意識」と「反忌避意識」に、③「部落差別学習の経験」が「社会化としての反発」、さらには「反排除意識」と「反忌避意識」に、④「結婚差別予測として近い将来なくすことができる」が「差別されるおそれ意識が低い」、さらには「反忌避意識」と「反忌避意識」に影響を与えていることを明らかにした。

4 さまざまな人権課題はどのように関連するか

2020年に実施した三田市における市民人権意識調査から、様々な人権意識について、因子分析により、〈人権を尊重することの意味〉についての理解、差別は差別する人がなくす問題であるという考えである〈差別理解意識〉、差別をなくすために行動を起こす必要があるという考えである〈差別非許容意識〉、マイノリティとの結婚を認めない〈排除意識〉、部落問題については〈寝た子を起こす意識〉と〈部落反忌避意識〉、〈障

害のある人の人権」に関する考え方)、外国籍の人の人権については外国籍の人を住民として受け入れる意識である〈外国籍包摂意識〉、外国籍の人の多様性を尊重する〈外国籍尊重意識〉、子どもの人権については〈子どもを大人と対等な関係とみなす意識〉と〈子どもの立場を理解しようとする意識〉、女性の人権については〈男性優位否定意識〉と〈男女参画支持意識〉、高齢者の人権については高齢者を住民として受け入れている〈高齢者包摂意識〉と高齢者の生活支援を重視する〈高齢者支援意識〉、「性的指向・性別不合」に関する考え方、「犯罪被害者の方やその家族の人権」に関する考え方」を析出した。

分析の知見として、性別と関連のある人権意識では、いずれも男性よりも女性のほうが人権意識は高い傾向にあること、年齢と人権意識と関連がある場合、相対的に年齢が下がるほど人権意識は高くなる傾向にあることを明らかにした。また、各人権意識には関連が見られ、とくに〈男性優位否定意識〉がさまざまな人権意識と関連していることを明らかにした。

5 部落差別解消に向けた人権学習・人権啓発の課題は？

以上の分析を踏まえると、今後の部落差別解消に向けた人権学習・人権啓発においては、「排除（懸念）意識」や「忌避意識」を克服するために、部落差別を容認したり、部落差別を促されたり、肯定したりする観念を教えられ、その内容を主体的に選択して身につける過程である「部落差別の社会化」を防ぐために、「差別するのは許せない」という意識を醸成すること、個人を尊重する意識を高めることで「部落差別の社会化」に反発できるようにすること、被差別部落のマイナスイメージを解消するために交流による相互理解を深めることが重要である。

また、従来の同和問題・人権問題学習は、部落史や被差別部落の実態、部落差別の現状を学ぶことによって、今日も部落差別があること、差別をしてはいけないことなどを伝えてきた。その成果として、差別が今もあると認識できること、被差別者責任意識の低減があるが、予期せぬ結果として差別をなくすことが難しいという意識や、差別されるおそれ意識を生み出すことにもなり、それが「排除（懸念）意識」や「忌

避意識」の要因ともなっている。これらを克服するためにも、部落差別をなくすためのアイデアを出しあい、部落差別の解決の道筋や、解決できるという希望もあわせて伝えること、そのイメージはこれまで進められてきた被差別部落の住みよいコミュニティづくりに見出せるのであり、その事例として特定非営利法人暮らしづくりネットワーク北芝の事例が紹介された。

さらにはさまざまな人権意識は相互に関連が見られることから、性別分業や3歳児神話の否定など、ジェンダー平等社会の実現に向けた積極策を推進することや、多様な人々相互の交流のきっかけづくりを通して、個の人権尊重・多様性の尊重が一般化されることが望ましい。

おわりに、

以上が報告のまとめであるが、研究員会ではこれらの人権意識調査結果から明らかになったそれぞれの人権意識を測定できるような21項目のチェックリストが配付された。人権意識や人権感覚を身につけると一口に言っても、何をどのようにしてよいのか目標がはっきりしないこともあるが、調査に基づく知見から、チェックリストという形式で人権意識の向上と差別解消に向けた明確な目標が示されたのである。

さいごに、部落差別解消と人権意識の向上に向けて、貴重なご報告をいただきました神原文子先生にお礼申し上げます。ありがとうございました。

文献

大阪市，2021『令和2年度人権問題に関する市民意識調査報告書』。

三田市，2021『人権と共生社会に関する意識調査報告書』。

泉南市，2013『くらしやすいまちづくりに関するアンケート調査報告書（泉南市民人権意識調査報告書）』。

泉南市，2023『くらしやすいまちづくりに関するアンケート調査報告書（泉南市民人権意識調査報告書）』。

（社会学部教授）

2023年度 人権問題研究室 公開講座

回	日 程	テーマ	講 師	会場・時間
111	5月26日(金)	「悲田院長吏文書」と大坂の非人組織	高久 智広 (研究員、文学部教授)	尚文館 マルチメディアAV 大教室 午後1時～ 午後2時30分
112	6月23日(金)	韓国における差別語及び自国卑下表現 ーその実態と改善方案ー	高 明均 (研究員、外国語学部教授)	
113	10月27日(金)	「戦争孤児」を生きる ー当事者の語りから戦争と戦後を問い直すー	土屋 敦 (研究員、社会学部教授)	
114	11月24日(金)	なぜCMの女性像をめぐって「炎上」が起きるのか	守 如子 (研究員、社会学部教授)	

2023年度 人権問題研究室 研究学習会

日 程	テーマ	講 師	会 場
4月14日(金)*	障害領域におけるピアサポートと その制度化	彼谷 哲志 (特定非営利活動法人あすなろ 相談支援専門員)	人権問題研究室 ※オンライン併催 ※オンラインのみ で開催
5月12日(金)*	天皇制・仏教・女人禁制	源 淳子 (世界人権問題研究センター登録 研究員)	
6月 9日(金)*	部落差別解消への展望 ー人権意識調査結果から人権啓発の課題がみえた	神原 文子 (社会学者)	
7月14日(金)*	ブラジル人学校サンタナ学園の現状と サンタナ学園を通して見える日本社会	柳田 安代 (NPO法人コレジオ・サンタナ理事)	
10月13日(金)*	トランスジェンダー生徒のジェンダー葛藤と 性別移行をめぐる実践	土肥 いつき (非常勤研究員)	
11月10日(金)*	インクルーシブな言語学習環境について 考えるケース教材の開発：教師のアウェ アネスを高めるために	山崎 直樹 (研究員、外国語学部教授)	
12月 8日(金)*	人権博物館から見る戦後台湾の人権問題	村島 健司 (委嘱研究員)	
1月12日(金)*	福岡県人権啓発情報センター第55回特別展 「日常の中にある部落差別ー“マイクロア グレッション”ってなに?」について	内田 龍史 (研究員、社会学部教授)	

2023年度 人権問題研究室 特別講演会

日 程	テーマ	講 師	会場・時間
9月15日(金)	留学生地方定着への壁：外国人材は 「材」だけでなく「人」になれるのか	岸田 由美 (金沢大学理工研究域フロン ティア工学系 准教授)	尚文館 マルチメディアAV大教室 午後1時～午後2時30分

編集後記

今号は、国家の過ちの記憶を継承する台湾の人権博物館の紹介を始め、歴史を学ぶ重要性を改めて感じさせる論考が集まった。万博開催が近づくなか、人類館事件で女性たちが複合差別を受けたことを心にとめておきたい。

考古学が描く障害者像は私たちの想像力を刺激する。近年、古代の女性も大型動物の狩猟を行っていたことが明らかにされ、「男は狩猟、女は採

集」というイメージが覆された。歴史を学ぶことは、私たちのアップデートにも繋がっている。

関西大学人権問題研究室室報 第72号
2024年2月29日発行
発行／関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電 話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<https://www.kansai-u.ac.jp/hrs/>